「長岡市地域防災計画 (原子力災害対策編)」(案) に関するパブリックコメントの実施結果

1 概要

実施期間 平成 25 年 1 月 23 日(水)~平成 25 年 2 月 12 日(火)

閲覧方法 市ホームページへの掲載、アオーレ長岡 東棟1階情報ラウンジ、ながおか市民センター1階受付センター、各支所での資料閲覧

意見提出者 8名(電子メール6名、FAX1名、持参1名)

意見件数 37件(類似の意見はまとめさせていただきました。)

2 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
【地域の設定について】		この計画では、IAEAの国際基準を踏まえて原子力規制委員会が定め
原発からの距離ではなく、国の放射能拡散シミュレーション結果に基づ		た区域の範囲を参考に、さらに地形条件等も考慮した上で地域を設定し
き、市民の声も取り入れた設定をするべきである。計画案の避難準備区域		ております。国は、平成 24 年 10 月に発表した拡散シミュレーションに
は、栃尾住民の被ばくの拡大をもたらしかねない。栃尾地域もUPZに含		ついて、地形を考慮していないことや、気象条件が放出地点におけるあ
めるべきである。		る一方向に継続的に拡散すると仮定していることなど、シミュレーショ
	4	ンの限界について説明しています。市としましては、より実効性のある
		防災対策を実施するため、地形なども考慮したより精緻なシミュレーシ
		ョンの実施を国に強く求めているところであり、今後、結果が出た段階
		で詳しい説明を求めるなど対応を検討してまいります。なお、PPAと
		なる栃尾地域につきましても、安定ヨウ素剤の備蓄やモニタリング体制
		の整備などUPZと同様の対策を行い、UPZと同様の防護対応ができ
		るようしっかり取り組んでまいります。
【情報伝達について】		情報伝達に関しましては、従来の災害同様に、緊急告知FMラジオや、
原子力災害が発生した際に、住民に正確な情報を迅速かつ正確に伝えるた		エリアメール・緊急速報メール、ケーブルテレビ、市ホームページ、広
めに、具体的な情報インフラの整備を早急に行ってほしい。広報車では聞	4	報車、防災行政無線、NPO法人によるメール配信など、あらゆる伝達
き取りにくいため同じ内容が聞ける電話番号の設定や、エリアメールで風	4	手段を用いることとしております。多くの市民の方へ迅速かつ的確に情
向・放射線量を流していただけるとよい。		報提供が行えるよう、引き続き伝達手段や伝達内容について研究してま
		いります。

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
【安定ヨウ素剤について】		安定ヨウ素剤の配備、服用に関しましては、薬事法等の改正を含めた実
緊急時での配布は困難が予想されるため、事前に全市内各戸、各事業所、		効性のある対策を示すよう環境大臣と新潟県知事に対して要望書を提出
各学校等に配布し、住民に被曝のリスクを少しでも回避させるようにする	3	しております。原子力規制委員会では、配布・服用方法等の具体的な在
こと。また、医師でないものが取り扱うための法整備や、各学校等におけ	3	り方について検討しており、また県ではUPZ市町村の住民を対象に購
るマニュアル作りを早急にお願いしたい。		入する計画を進めていることから、その状況も注視しながら対応してま
		いります。
【災害時要援護者について】		①この計画での表記は、原子力ならではの部分あり若干異なっています
①災害時要援護者の対象者が「震災・津波編」の表記と違いがあるが、福	က	が概ね同様です。なお、作成に当たっては国、県、その他の防災関係機
祉部局に確認した上での記述か。		関及び市の全ての部局から確認を受けております。
②82ページ「災害時要援護者に配慮した伝達を行う」を受けての具体的な		②76ページに「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき実施すると
対応を記載すべきである。		記載しております。
③自家用車を持たない住民の避難方法及び災害時要援護者の避難体制の	3	③交通手段の確保については、市町村研究会によるバス保有台数の調査
確立について、具体的な交通手段の確保を含めて避難体制の確立を図るこ		とは別に、新潟県が「広域避難等対策ワーキングチーム」を発足し、交
と。		通事業者も参加して避難体制づくりの検討を進めております。災害時要
		援護者の避難については、様々な関係機関や地域の皆さまの協力が不可
		欠ですので、関係機関が連携し対応の充実を検討してまりいます。
【災害時要援護名簿について】		災害時要援護者名簿は、常時各地域のコミュニティセンター及び各支所
個人情報保護法が最大の阻害事項となっているが、災害時要援護者名簿を		において町内会及び自主防災会を対象に閲覧できる体制をとっており、
必要な時に誰もが利用できるようにしてほしい。	2	万が一の災害発生時には未同意者名簿を含め閲覧できる体制を整備して
	2	おります。個人情報保護の観点から閲覧には一定の制約もあることから、
		今後、国での検討状況も注視しながら、対応の充実を検討してまいりま
		す。
【民生委員・児童委員について】		①平成19年の中越沖地震の際には、民生委員・児童委員からも災害時要
①地域における共助意識の醸成は理解するが、その責務の一翼を民生委		援護者名簿に基づく安否確認にご協力いただいた実績があることから、
員・児童委員が負うことについて、当該計画に明記する段階までに意識が	2	支援に関してはご理解いただいているものと認識しておりますが、今後
共有されているか、文章とするまでには至っていないと考える。		も機会を見て、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。
②「民生委員」は、「民生委員・児童委員」が正しい。現在、一般的には、		②「民生委員・児童委員」に修正します。
「民生委員・児童委員」で通用されている。		

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
【障害者について】	1	これまでの防災計画では「障害者」と記載してまいりましたが、福祉計
長岡市障害者基本計画・障害者福祉計画では「障害のある人」と記してい		画では「障害のある人」となっていることを踏まえ、今回の原子力災害
る。市の基本計画の整合性からすれば、「障害者」を「障害のある人」と	1	対策編から修正します。
することが適切か。		
【放射線モニタリングについて】		市では、アオーレ長岡と各支所に各1台ずつサーベイメータを配備して
市からの情報伝達が間に合わない場合でも、住民が自主的に避難を行える		おります。平日の朝、職員が測定し、結果を市ホームページで常時公開
ように旧市町村に1か所ずつのようにきめ細かくモニタリングポストを	2	しております。災害発生時も速やかに測定を実施し情報提供に努めてま
設置し、ホームページ上に監視データを常時公開すること。	2	いります。一方、県が当市を含む 30km 圏内の市町村にモニタリングポス
		トを増設する予定であり、今後、新たに整備されたモニタリング体制を
		生かした防護対策を検討してまいります。
【避難先の確保について】		避難先の確保については、市町村研究会での成果とは別に、新潟県が「広
事前に避難先を確保していただきたい。	1	域避難等対策ワーキングチーム」を発足し、検討を進めております。市
		民の皆さまには候補地の調整がまとまり次第、広報周知してまいります。
【避難の方針について】		この方針は、福島第一原発事故の際、避難する人たちで渋滞が起き大き
33ページ。主権者は市民である。「強力に徹底」「絶対条件」は削除し、「自		な混乱を招いたことを受け、同じような社会的混乱を招かないため、ま
主避難の権利を尊重する」にすべきである。	2	たそれにより市民が無用な被ばくをしないことを目的にまとめたもので
		す。ご理解願います。
【人員・車両等の確保について】		万が一不足が生じた際に直ちに動けるよう、関係機関と連携し、緊急輸
79ページに「人員、車両等に不足が生じたときは」とありますが、緊急時	1	送を実施の段階から予測や見込みを踏まえ対応することを織り込んでお
のことを定めているわけですから、予測された段階や見込まれた段階での	1	ります。
対応ができるように条件を緩和したらいかがでしょうか。		
【中越市民防災安全士会について】		50ページは職員の人材育成について記載しております。なお、自主防災
人材育成の項目の中に中越市民防災安全士会の育成強化を入れるべきだ	1	会や中越市民防災安全士会等を含む市内にある防災関係団体の育成・支
と思う。(ボランティア人材の支援・育成)		援につきましては、今後も取り組んでまいりたいと考えております。
【防災拠点について】		市役所本庁舎が機能を確保できないときは、他の市有施設(第1順位は
市役所本庁舎における空間放射線量が多くなった場合に市は情報収集や	1	消防本部庁舎)に対策本部を設置することとしております。代替施設に
住民への情報伝達ができなくなる可能性があるので、原子力事故発生時に	1	おいても情報伝達機能が確保されるよう体制整備を進めているところで
有効に機能を継続できる防災拠点を整備すること。		ありますが、複数媒体の活用について引き続き検討してまいります。

意見概要	件数	意見に対する市の考え方
【自衛隊との連携について】		自衛隊との連携強化が重要であるという点は当市の考えも一致しており
自衛官の退官者を採用して自衛隊との窓口に就けることにより、緊急時に	1	ます。御提案いただきまして点につきましては、関係機関との連携強化
おける自衛隊との連携を強化することができると思います。		の中で今後、検討してまいります。
【風向計の設置について】		風向きを考慮した防護対策の実施には、面的な風向きの把握が重要であ
幼稚園や保育園、小学校・中学校・高校、大学等、若い人がいることが想		ると考えております。この度、新潟地方気象台と連携し、風向きや雨・
定される施設には、必ず、風向計を設置することを義務付けてほしい。	1	雪等の気象情報を適切に入手できるための検討をスタートしました。今
		後、得られた気象情報を屋内退避・避難などについてどう生かすかとい
		う検討の中で研究してまいります。
【計画の目的について】		1ページの目的は、万が一の事故が発生した場合に市民を原子力災害か
1ページに、市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護するこ		ら保護することであり、他ページを含め計画全体を包含しております。
とを目的とするとある。しかし、4ページに、住民の不安や動揺及び社会	1	4ページについても、その前提があった上での記載とご理解ください。
的影響等に鑑みとあるのはおかしい。住民の生命、身体、財産の保護が第		
一義である。削除し生命保護のために書き換えるべきである。		
【計画全体について】		①市では、実効性のある計画とするため、すでに運用が始まっている対
①絵に描いた餅にならないか。事故に間に合わなかったりしないか。より		策(緊急告知FMラジオやエリアメールなど)に加え、気象台との連携
具体的な役に立つ防災計画を再構築していただきたい。		等の対策も、可能なところから体制の整備を進めてまいります。
②地域防災計画は確定論的影響評価に基づいた緊急時の防護策であり、本	3	②地域防災計画は、万が一災害が発生しても市民等の生命、身体並びに
来の防護基準は年1ミリシーベルトの法定実効線量である。柏崎刈羽原発		財産を原子力災害から保護することを目的としております。引き続き、
を廃炉にしない限り被ばくリスクは排除されず、実効性のある原子力防災		国、県の計画なども踏まえながら研究してまいります。
は不可能であることを明記すべきである。		
【原子力災害対策指針について】		①原子力災害対策指針とは、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子
①4ページに「原子力災害指針を遵守」とあるが、指針に法的な拘束力は		力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等におい
ない。当事者は自治体であり、「遵守」を削除し、「独自の防災指針を策定」		て、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等につ
とすべきである。	4	いて定めたものです。各自治体が混乱を生じないため、共通ルールに基
②計画案は、原子力災害対策指針(改定原案)から越脱している。福島原		づく対応が重要であり、原子力災害対策指針を遵守することは大切であ
発事故を検証し、再検討すべきである。		ると理解しております。
		②改定原案は、確定されず国で検討が続いる状況です。